

令和7年度 御所浦クリーンセンターの維持管理に関する情報

更新日 R8.4.1

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

■規則 第四条の五の二第一号イ

単位：t

【1】処分した一般廃棄物の種類と数量

燃えるごみ処分量	(焼却量)
燃えないごみ処分量	(搬入量)

R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	累計
0.00	7.00	0.00	0.00	7.00	8.00	20.00	35.00	38.00	24.00	27.00	0.00	166.00
8.88	6.58	5.78	5.62	8.43	5.92	6.32	9.21	12.61	4.62	4.73	6.72	85.42

燃えるごみ処分量	(焼却量)
燃えないごみ処分量	(搬入量)

R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	累計
76.00	45.00	27.00	38.00	36.60	43.00	31.00	38.00	28.00	44.34	0.00	0.00	406.94
8.48	11.38	9.82	6.14	8.63	8.64	6.95	9.55	9.19	5.76	5.76	7.78	98.06

燃えるごみ処分量	(焼却量)
燃えないごみ処分量	(搬入量)

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	累計
0.00	14.26	29.38	2.00	27.75	8.00	0.00	28.13	40.40	26.00	0.00	48.90	224.82
9.28	10.26	8.75	8.97	7.08	8.50	10.93	9.95	12.85	8.12	8.52	11.14	114.33

燃えるごみ処分量	(焼却量)
燃えないごみ処分量	(搬入量)

R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	累計
38.00	43.00	44.00	35.40	45.10	33.80	42.30	50.90	37.10	36.01	39.50	27.00	472.11
6.02	8.39	7.55	7.06	13.84	10.26	13.38	14.10	10.09	6.45	6.95	8.29	112.38

■規則 第四条の五の二第一号二（第四条の五第一項第二号カの測定値）

【2】排ガス分析検査（年2回）

検査項目	排出基準	
		単位
硫黄酸化物排出量	※	Nm ³ /H
ばいじん濃度	0.25以下	g/Nm ³
塩化水素濃度	700以下	mg/Nm ³
窒素酸化物濃度	※※※	ppm

採取年月日	R7.12.18	R7.11.21	R6.11.14	R6.5.23	R6.1.15	R5.12.26
結果年月日	R8.1.8	R7.12.8	R6.11.28	R6.5.31	R6.1.22	R6.1.12
場所※※	1号炉	1号炉	1号炉	1号炉	1号炉	1号炉
※排出基準	20.47	21.81	21.68	22.30	21.19	22.18
結果	0.01	0.09	0.31	0.11	0.17	0.07
結果	0.03未満	0.03未満	0.02未満	0.02未満	0.11	0.02未満
	82	63	390	10	210	56
	52	87	110	70	60	70

※硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められたK値と測定された排出ガスの量を算定式に当てはめて算出する。（天草地域K値=17.5）

※※場所は、各炉のバグフィルター出口

※※※窒素酸化物の排出基準は、間欠炉の場合は基準値なし。

ばいじん、塩化水素、窒素酸化物の測定結果は酸素12vol%換算値

【検査項目等の説明】

- ・硫黄酸化物濃度：石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させるときに発生する。自然界においても火山ガスなどに含まれる。
- ・ばいじん濃度：ダストと呼ばれる小さなチリで燃料等の焼却に伴い発生する。物の燃焼等に伴い発生する煤煙（ばいじん）のうち、いわゆる「すす」のこと。
- ・塩化水素濃度：プラスチック・塩化ビニル系の燃焼によって発生される刺激臭のある気体。自然には火山活動などで発生する。
- ・窒素酸化物濃度：Noxと呼ばれ、物質が燃焼するとき発生する。工場等からの煤煙（ばいじん）や、自動車排出ガスにも含まれている。

・排出基準 :健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

■規則 第四条の五の二第一号二（第四条の五第一項第二号カの測定値）

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条一、同法施行令 第四条

【3】ダイオキシン類分析検査（年1回）			採取年月日	R8. 2. 19	R7. 11. 21	R6. 1. 18	R5. 12. 14
検査項目	排出基準		結果年月日	R8. 3. 19	R7. 12. 18	R6. 2. 20	R6. 1. 11
	単位		場所**	1号炉	1号炉	1号炉	1号炉
排ガス中のダイオキシン類	10以下※	ng-TEQ/m ³ N	結果	46	0.62 ※※※※	0.78	0.039 ※※※

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第一条の二 別表第一

※※場所は、各炉のバグフィルターの出口

※※※焼却停止。施設整備後、12月14日再測定。結果が基準値内となり再稼動。

※※※※故障により焼却停止。施設整備後、11月21日測定。結果が基準値内であったため稼動。

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条第二項
 // 施行令 第四条

検査項目	排出基準		採取年月日		R8. 2. 19		R7. 3. 8		R6. 1. 18	
	単位		結果年月日	R8. 3. 19		R7. 3. 28		R6. 2. 20		
焼却灰のダイオキシン類	3以下※	ng-TEQ/g	場所	焼却灰（燃え殻） [不燃物パンカ]	ばいじん（飛灰） [集じん灰サイロ]	焼却灰（燃え殻） [不燃物パンカ]	ばいじん（飛灰） [集じん灰サイロ]	焼却灰（燃え殻） [不燃物パンカ]	ばいじん（飛灰） [集じん灰サイロ]	
			結果	0.34	60 ※※	0.13	- ※※ ※※※	0.079	21 ※※	

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第七条の二

※※ばいじん（飛灰）については、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜて固化しているため、排出基準の適用はない。（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 附則第二条第三項第二号）

※※※設備故障により、ばいじん（飛灰）の採取ができなかったため、測定なし。

【検査項目等の説明】

- ・ダイオキシン類 :塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動による自然現象によっても発生する。
- ・環境基準 :空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

■規則 第四条の五の二第一号ハ（第四条の五第一項第二号ヌの除去）

【4】冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去日	除去日	R8. 2. 3	R7. 1. 14~R7. 1. 15	R6. 2. 18~R6. 2. 19	R4. 12. 5~R4. 12. 6

■規則 第四条の五の二第一号ロ（第四条の五第一項第二号トの測定値）

【5】 燃焼室中の燃焼ガスの温度に関する事項

■規則 第四条の五の二第一号ロ（第四条の五第一項第二号リの測定値）

【6】 集じん器入口の燃焼ガスの温度に関する事項

■規則 第四条の五の二第一号ロ（第四条の五第一項第二号ヲの測定値）

【7】 排ガス中の一酸化炭素濃度に関する事項

※これらについては、インターネットでの公表が困難な連続測定になるので、施設での閲覧になる。